

令和6年度(令和5年分) 市民税・県民税申告のお知らせ

申告は令和6年3月15日(金)までをお願いします!

【申告早見表】

●ご自宅からの郵送による申告にご協力をお願いします。

スタート	いいえ	はい	1	2	3	1	2	3				
相模原市に住んでいない市区町村で申告してください。	相模原市へのご申告の必要はありません。令和6年1月1日に住んでいた市区町村で申告してください。	令和5年1月～12月にどんな収入がありましたか?	非課税所得のみ (遺族・障害年金、失業給付等) 又は収入なし	市内在住の親族の税法上の扶養になっている	1	1 申告不要	市民税・県民税の申告、所得税の確定申告の必要はありません。 ※令和6年度の市民税・県民税は給与支払報告書、公的年金支払報告書に基づいて計算されます。					
				誰の税法上の扶養にもなっていない	2	2 市民税申告	市民税・県民税の申告をする必要があります。 ※所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。					
				市外在住の親族の税法上の扶養になっている	2	3 確定申告 (e-Tax(電子申告)推奨)	所得税の確定申告をする必要があります。 ※確定申告をすれば市民税・県民税申告は必要ありません。					
			主に給与所得	1か所からの給与収入のみで	年末調整しており	年末調整の内容に変更がない	他の所得がない	1	3	2か所以上から給与の支払いを受けた 給与収入が2千万円を超える 年末調整が済んでいない又は内容に変更がある 医療費控除有 新規に住宅借入金等特別控除を受ける		
							他の所得が20万円以下	2		追加する所得控除がない		
							他の所得が20万円超	3		追加する所得控除がある		
			主に年金所得 (遺族・障害年金は含まず)	年金収入の額が400万円以下	他の所得がない	他の所得が20万円以下	他の所得が20万円超	1	3	年金収入の額が400万円超		
								2		所得金額(収入-経費)より所得控除額が多い		
								3		所得金額(収入-経費)より所得控除額が少ない		
			営業・農業・不動産・雑・一時所得などがある人	所得金額(収入-経費)より所得控除額が多い	所得金額(収入-経費)より所得控除額が少ない			2	3			
								3				

※令和6年1月1日に相模原市に住んでいないが住民票がある場合は、その旨の市民税・県民税申告書を提出してください。○この表は目安であり、ご自身の状況によって申告方法が異なることがあります。

●郵送による市民税・県民税の申告

1 申告書を作成する

◎パソコンやスマホ等で作成する場合 **オススメ!**

市ホームページか、右の二次元バーコードから「市民税・県民税(住民税)試算システム」にアクセスし、必要事項を入力した上で、申告書を印刷してください。

◎手書きで作成する場合

次のいずれかの方法で市民税・県民税申告書を用意した上で、申告書に必要事項を記入し作成してください(前年度実績により、必要と思われる人には令和6年2月2日付けで申告書類を郵送)。

- ・市ホームページから申告書を印刷する。
- ・市民税課に郵送の依頼をするか、次の配布窓口で受け取る。

配布窓口 市民税課、緑・南市税事務所、城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター

2 申告に必要な同封する書類を確認する

詳細は右側説明を確認してください。
* 申告の控えが必要な場合は、84円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

3 申告書を郵送する

作成した申告書に署名して、必要書類を同封し、市民税課に郵送してください(郵送先は下段の所在地)。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした人が、後から確定申告や市民税・県民税申告を行う場合、ワンストップ特例制度の適用が受けられなくなるため、ふるさと納税を行ったすべての金額を寄付金控除の計算に含め申告する必要があります。

◆令和6年度(令和5年分)から上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等(源泉徴収を選択した特定口座分)について、所得税と異なる課税方式を選択することはできません。確定申告書の記載と同一の課税方式が適用されます。

◆申告書の会場提出や申告相談・作成補助を希望する人は、裏面(令和6年度申告受付会場一覧・事前予約方法について)を確認してください。

●市民税・県民税(住民税)試算システム

相模原市 試算 **検索** 試算システム専用二次元バーコード



●申告に必要な書類

① 収入と源泉徴収税額のわかる書類

- 源泉徴収票(給与・年金) ○支払証明書
- 支払調書 など
(給与・年金以外の所得で必要経費がある場合は、収入と必要経費がわかる書類)

② 所得控除額がわかる書類

- 社会保険料(国民健康保険税、国民年金掛金、介護保険料など)の納付額がわかる書類
- 生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- 寄附金の領収書 ○障害者手帳の写し
- 医療費控除の明細書 など
(医療費控除は、医療費控除の明細書を作成してください。領収書の添付及び提示のみでは申告することはできません。明細書は市ホームページからもダウンロードできます。)

③ 本人確認書類の写し

○個人番号(マイナンバー)のわかる書類

※マイナンバーの記載が必要

- ・マイナンバーカード(裏面)
- ・マイナンバーが記載された住民票
- ・通知カード* など

○本人確認ができる書類

- ・マイナンバーカード(表面)
- ・運転免許証 ・パスポート など

※令和2年5月25日以降に記載事項の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がないものに限り使用できます。



マイナンバーカードならひとつでOK

令和6年度 申告受付会場一覧

☑のついている会場で申告の相談、作成補助を希望する場合は、事前予約が必要です。
直接来場しても相談・申告書作成はできません。

要予約

【相模原市役所・緑区合同庁舎】相模原市役所では市民税・県民税申告のみ受付

会場	日時等
相模原市役所 会議室棟1階 第1会議室 (中央区中央2-11-15)	2/16(金) ～3/15(金) *土・日及び祝日 は除く 午前9時～午後4時
緑区合同庁舎 5階 会議室5-1 (緑区西橋本5-3-21)	2/16(金) ～3/15(金) *土・日及び祝日 は除く 午前9時～午後4時 *作成済の確定申告書であれば お預かりします(確定申告の相 談・作成補助はできません)。
休日受付 相模原市役所 第2別館 1階市民税課 (中央区中央2-11-15)	2/25(日) 午前9時～11時30分、 午後1時～4時 *受付時間外は入場できませ ん。電話でのご相談・お問い 合わせには対応できません。

【緑区総合事務所】要予約

会場	日時等
藤野総合事務所 4階 大会議室 (緑区小淵2000) ☑	2/16(金) ～2/20(火) *土・日は除く 午前10時～11時30分、 午後1時～4時
津久井総合事務所 3階 第1会議室 (緑区中野633) ☑	2/21(水) ～3/1(金) *土・日及び祝日 は除く 午前9時30分～11時30分、 午後1時～4時30分 ※鳥屋地域センター、青野原・青根 出張所では受付していません。
相模湖総合事務所 1階 A・B会議室 (緑区与瀬896) ☑	3/4(月) ～3/6(水) 午前10時～11時30分、 午後1時～4時
城山総合事務所 第1別館2階 B会議室 (緑区久保沢1-3-1) ☑	3/7(木) ～3/14(木) *土・日は除く 午前9時30分～11時30分、 午後1時～4時30分

【南区商業施設】要予約 高合同庁舎では受付していません。

会場	日時等
ユニコムプラザ さがみはら ポーノ相模大野 サウスモール3階 (南区相模大野3-3-2) ☑	2/16(金) ～2/29(木) *土・日及び祝日 は除く 午前9時45分～ 午後4時30分 *申告書類等の配布はしていま せん(受付日を除く)。申告受付 に関し、会場に直接お問い合わせ することはご遠慮ください。 *駐車場は有料です。

- 各受付会場に関することは、市民税課にお問い合わせください。(各会場に直接
問い合わせることはお控えください)
- 来場の際は公共交通機関をご利用ください。
- 確定申告については、表中☑印のついている会場で、収入の種類が給与、雑(年
金等)、配当、一時のみかつ住宅借入金等特別控除の追加をしない人のみ作成補
助を行います。なお、作成済の確定申告書であれば、全ての収入の申告をお預か
りすることができます。
- 贈与税、相続税の申告書はお預かりできませんので、相模原税務署へ直接提出してください。
- 医療費控除の明細書は、作成に時間がかかるため、自宅で作成したものを持参してください。
- 感染症の発生状況や荒天等により、受付期間や時間を予告なく変更する場合はあ
りますのでご了承ください。

●事前予約方法について(申告の相談や作成補助を受ける人が対象。提出のみの人は予約不要です。)

インターネットによる予約システム又は往復はがきにより予約申込をすることができます(電話や窓口では受付けていません)。

- 事前予約は1人1枠です。重複して予約することはできません。予約の重複が判明した場合は予約を取消すことがあります。家族の申告の作成補助を希望する場合は、別々に予約をしてください。
- 予約方法で、申込開始時期や申込期限が異なりますので、ご確認の上、予約申込をしてください。

◎予約システムで予約する場合(先着順) オススメ!

詳細は、相模原市の予約専用ページをご確認ください。
※キャンセルは専用ページ内または確認メール内の「予約キャンセルフォーム」から進めてください。キャンセル手続きを完了して
からでないで別日程で予約入力できませんのでご注意ください。

予約専用ページ二次元バーコード➔



または

●予約システムの申込開始日等

※申込開始は午前9時からの先着順です。
※メンテナンスで予約できない時間帯があります。(不定期)

会場	申告受付日	予約申込開始日※	予約申込期限
ユニコムプラザさがみはら、藤野・津久井総合事務所	2/16～2/22の開設日	2/6	申告受付日の前日(土・日及び祝日を除く)午後1時
	2/26～終了日		
相模湖・城山総合事務所	3/4～の開設日	2/16	

◎往復はがきで予約する場合(申込み多数の場合は抽選)

市民税課、緑・南市税事務所及びまちづくりセンターで事前予約案内チラシと往復はがき様式を配布しております。

- 様式を利用する場合は、必要事項を記入の上、往信部・返信部の両方に63円切手を貼って郵送してください。
- 自分で購入した官製往復はがきを利用する場合は、次の項目を記入し、郵送してください。

- 往信部表面：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所市民税課 事前予約担当
- 往信部裏面：郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、希望会場(1つのみ)、都合が悪い日(3日程度まで。そのうち午前午後的一方のみ都合が悪い場合はその旨を記入。都合の悪い日、時間帯がなければ、「いつでもよい」と記入)

- 返信部表面：申告者本人の郵便番号、住所、氏名
*記載内容に不備があるもの、往復分の切手がないもの等については、予約受付できません。
*予約日時の指定及び確定後の日程変更はできません。ご希望の場合は、はがきによる予約のキャンセルを電話連絡の上、予約システムで再度お申し込みください。

●往復はがきの申込期限等

会場	申告受付日	はがき申込期限	返信発送予定日
ユニコムプラザさがみはら、藤野・津久井総合事務所	2/16～2/22の開設日	2/6必着	2/7
	2/26～終了日		
相模湖・城山総合事務所	3/4～の開設日	2/12消印有効	2/15

●往復はがきの記入例

往信部おもて	返信部うら	往信部おもて	返信部うら
切手 252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所市民税課 事前予約担当 宛	この面には何も書かないでください	切手 あなたの郵便番号 あなたの住所 あなたの氏名	あなたの郵便番号 あなたの住所 あなたの氏名(フリガナ) あなたの氏名 希望会場(1つのみ) 都合の悪い日(3日程度まで) 都合の悪い時間帯区分(午前又は午後のみ指定可) 都合の悪い日、時間帯がなければ、「いつでもよい」と記入

◎相模原税務署では令和6年2月16日(金)から3月15日(金)まで申告書作成会場を開設(土・日・祝日除く。ただし2月25日は開設)し、すべての確定申告が作成可能です。
◎税務署での申告書作成会場では、入場整理券が必要です。
◎確定申告書は、e-Tax(電子申告)や郵送での申告が便利です。